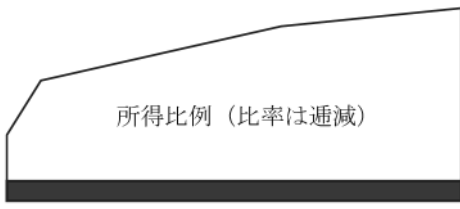


国名	米国
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	1階建て  所得比例 (比率は逓減) →現役時の平均所得(上限あり)
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	以下の者 (既に年金を受給している者も含む。) から保険料を徴収 ・◎被用者 (パート労働者等を含む。別制度となっている一部の公務員等は適用除外) ・◎自営業者 (年400ドル以上の純営業所得がある者) ・×無職 受給資格を満たすためには、基準を上回る収入を一定期間以上得ることが必要であり、例えば老齢年金の場合、10年 (40四半期) 以上得ることが必要 (2016年の四半期基準額1,260ドル(約152,662円))。
保険料率	12.4% (労使折半, 自営業者は全額。徴収対象所得上限あり。徴収年齢上限なし。)
支給開始年齢	67歳 (1960年前生まれの者には経過措置があり, 現在受給が始まっている1943-54年に生まれた者は66歳から)。62歳から割引した額を早期受給可 (受給時期遅延等による割増制度もあり。)
基本受給額	受給者平均額 (2015年12月) は, 単身: 1,342ドル (約162,597円), 夫婦 (配偶者が自己の年金を受給しない場合): 2,032ドル (約246,197円), 寡婦 (夫) 1,286ドル (約155,812円)
給付の構造	老齢年金額は, 賃金スライド後の現役時の賃金比例 (最も高い35年間の平均)。 年金額計算式 (月額) = 0.9A + 0.32B + 0.15C A: 再評価済み賃金の856ドルまでの分, B: 同856ドル超 5,157ドルまでの分, C: 同5,157ドル超の分 (2016年) 自己の年金を受給しない配偶者がいる場合1.5倍。
所得再分配	世代内での所得再分配については, 1階建ての中で低賃金者を優遇するとともに, 配偶者等にも手厚い給付を行う仕組み。世代間の所得再分配については, 給付がおおよそ平均賃金上昇率で変動することから, 人口変動がない限り, 大きくはない。
公的年金の財政方式	給付建て (社会保険方式 (税形式)・修正賦課方式)
国庫負担	原則, 保険料を中心とした自収自弁。ただし, 高所得者へ年金課税を行い, 税収を社会保障信託基金に繰入れ。
年金制度における最低保障	11年以上被保険者である者に, 被保険者期間 (最高30年) に応じ最低保証 (30年で単身: 月額829.80ドル (2014年12月, 約100,539円))
無年金者への措置	65歳以上の高齢者等を対象とする補足的所得保障制度 (単身: 最大月額733ドル (2016年, 約88,810円), 資産要件あり) 等で対応。
公的年金と私的年金	現役時の所得に対する社会保障年金額の比率は, 約4割。別途, 企業等は, 従業員福祉として, 66%の従業員に確定給付型・確定拠出型の年金を提供しており, 従業員の49%が加入するほか (2015年3月), 貯蓄 (個人退職勘定) を行っている者もいる。
国民への個人年金情報の提供	従前25歳以上の労働者に毎年社会保障計算書を送付していたが, 2011年4月から経費節減のため中止。代わりに, インターネット上で推定年金額を計算するサービスを提供。

※換算レートは1ドル=121.16円(2016年1月29日レート)で計算。

## 米国の年金制度

森 真弘 (JETROニューヨーク事務所  
年金福祉部長)

戸田卓宏 (EBRI (企業福祉研究所)  
Visiting Researcher)

### 1. 制度の特色

連邦政府が運営する社会保障年金制度(Old-Age, Survivors and Disability Insurance: OASDI) は1階建てで、保険料徴収は、被用者であるか自営業者であるかを問わず、原則として米国に居住している就労者を対象とし(一部の州・地方政府職員、鉄道職員などは適用除外)、基準を上回る収入を一定期間以上得ることで受給資格を満たす。受給資格を持つ男性の割合は9割程度で安定しているが(人口比、89%(2014年))、女性については、就業率等の増加により、1970年の63%から85%(2014年)に上昇してきている。また、世帯でみると、65歳以上の夫婦の85%、単身者の84%が給付を受けている(2013年)。

### 2. 沿革

社会保障年金制度は、1935年の社会保障法の制定によって成立した。この法律は、1929年に始まった大恐慌を背景として、民主党のF.D.ルーズベルト大統領が行った「ニューディール」の一環として制定されたものであり、社会保障年金のほか、失業補償や高齢者、母子等に対する公的扶助などの規定が盛り込まれていた。

1935年の制度創設後、1970年代前半までのおよそ40年間は制度の拡大期であった。

前半の20年は主として対象範囲の拡大が行われ、具体的には、まず、1939年には家族や遺族が給付対象になり、1950年には非農業自営業者などへも適用対象者が大幅に拡大され、1954年には自営農業者も対象となった。

後半の20年は主として給付の改善であり、具体的には1960年代に給付額の引上げ、受給要件の緩和、支給開始年齢の引下げなどが行われ、1972年には給付額の自動物価スライド制が導入された。

1970年代後半から1980年代にかけては保険料収入

の鈍化を背景として社会保障年金財政の長期的な懸念が高まり、創設以来の大改革が行われた時期であった。1981年に誕生した共和党のレーガン政権の下で、超党派による「社会保障年金改革全国委員会」(委員長の名をとって通称「グリーンズパン委員会」と言われる)を設置し、その勧告に基づいて、1983年に、保険料率を前倒しした引上げ、満額支給開始年齢(65歳)の段階的引上げ(完了は2027年)、従来非課税であった年金給付のうち、高所得者について最高50%まで課税、といった項目を柱とする大改正を行った。社会保障年金については、この83年改革以降大きな制度改革は行われていない。なお、クリントン政権時に超党派による改革の機運が盛り上がったほか、ジョージ・W・ブッシュ前大統領時に、その一部を、個人が運用方法を指定できる確定拠出型の個人退職勘定(401(k)に類似)で代替する案(いわゆる「社会保障の民営化」)が提唱されたが、いずれも頓挫している。

### 3. 制度体系の概要

高齢期の所得保障において社会保障年金は主柱となっており、65歳以上の世帯のうち35%が9割以上の老後の所得を社会保障年金に依存しており、単身者ほどその比率は高く、46%となっている(2013年)。

ただし、社会保障年金のみでは、退職前の平均賃金の4割程度の所得代替率であり、介護費用等も考えれば十分な老後を送ることは困難である。十分な老後を送るためには一般に退職前の賃金の7~8割が必要とされ、社会保障年金に加え、企業年金や個人退職勘定(Individual Retirement Account:IRA)が「3本の椅子の足」として退職後の所得を補っており、世帯主が65歳以上の世帯の所得中央値は、28,056ドル(2012年、約3,399,265円)となっている。社会保障年金は一定の家族にも給付があり、老齢給付の場合、62歳以上の配偶者(62歳未満であっても、家族給付を受けている16歳以下又は障害児を養育している場合を含む。また、10年以上婚姻していれば、離婚している妻も別途受給可)、18歳までの子供(高校就学中の場合は19歳まで、22歳未満で障害が発生した未婚の者には年齢制限なし)に、それぞれ本人受給額の半額(老齢年金受給対象年齢に満たない配偶者については減額、また家族給付の総額が一定額

を超える(減額)が支給される。結婚をしている場合、世帯主が65歳以上の世帯の所得中央値は、48,826ドル(2012年,約5,915,758円)となっている。

このため、年金受給対象年齢となった場合、自分の年金記録ではなく、配偶者の年金記録に基づき老齢年金給付を受けることも可能である(自分の年金との併給は不可)。配偶者が死亡した場合には配偶者の年金額を遺族年金として受給(世帯としては、1.5倍→1倍、ただし65歳以上)することもでき、専業主婦や低賃金労働者等にとって、実質的な男女の就労環境の違い等に配慮した手厚い措置となっている。他方、育児休業時等の特例制度は、設けられていない。

無年金又は社会保障年金が低額の者には、65歳以上の者等を対象とする補足的保障所得制度が存在し、低所得で資産が乏しいことを要件に、補足的な金銭給付が行われる。額的には、社会保障年金の長期加入者最低保証額も含め、いずれも連邦政府が公表している絶対的貧困基準(月額換算で947.25ドル(約114,769円,65歳以上単身者,2015年))を下回っているが、補足的栄養援助制度(昔のフードスタンプ)や貧困者医療制度(メディケイド)等とあいまって低所得高齢者の生活を支えている。

なお、米国の場合、高齢期の公的医療給付(メディケア)も、就業時の保険料支出等に基づき受給権が発生する制度となっており、ナーシングホーム費用等も対象としている。

遺族の所得保障については、本人死亡時の年齢に応じ一定の期間(最大10年)本人が社会保障税(Social Security Tax)を支払っている場合、社会保障年金が給付される。給付対象者は家族給付とほぼ同様であるが、配偶者に関しては、16歳未満又は障害を持つ子を養育する場合又は一定の高齢に達した場合に対象となり(60歳からの早期受給が可能(障害者の場合には、50歳から))、2人の子供がいる母への遺族年金の平均受給月額、2,634ドル(約319,135円,2014年)となっている。なお、死亡の際には、一時金として遺族の1人に255ドル(約30,896円,2015年)が支給される。

障害時の所得保障については、障害発生時の年齢に応じ一定の期間(最大10年)社会保障税を支払っている場合(併せて直近も一定期間支払っているこ

とが必要)、社会保障年金が給付され、配偶者と子を持つ場合の平均受給月額は1,976ドル(約239,412円,2014年)となっている。

#### 4. 給付算定方式、スライド方式

社会保障年金の給付額は、全国平均賃金指数で再評価後の年収(徴収対象となる所得に限る。資産所得等を含まず、上限あり)のうち最も高い35年の年収を平均し月額化して、平均賃金月額(Average Indexed Monthly Earnings: AIME)を求め、ベースとして、表の計算式により算定される。

「856ドル」、「5,157ドル」といった数字は2016年のものであり、このような分岐点(バンドポイント)は、平均賃金の変化率に合わせて毎年改定される。

表の計算式でも分かるとおり、Aの乗率>Bの乗率>Cの乗率となっているので、低収入であった者ほど退職前の収入に対する代替率が高くなっており、65歳時点で新規に受給権を得た者の平均的な所得代替率は43.2%であるが、低所得者層では56.3%となっている(2013年)。

また、徴収対象所得に上限があるため、2016年に66歳で受給を始めた者への給付最高額(本人分)は、約2,639ドル(約319,741円)となっている。

受給後の毎年の年金額のスライドについては、生活費調整制度(COLAと呼ばれる。自動物価スライドとほぼ同じ)が導入されているが、昨年の都市部の給料生活者や事務員に関する物価指数であるCPI-Wが低下傾向にあったため、2016年は据え置かれている。

62歳からの繰上げ支給や70歳までの繰下げ支給も認められており、62歳から繰上げ支給を受けた場合には、年金額は約30%の減額、1943年に生まれた者が66歳になっても支給を受けなかった場合には1年繰り延べる毎に8%の増額となっている。

また、実際の支給に際しては、原則自動加入となっている65歳以上を対象とした公的医療保険(メディケアパートB)の保険料が天引きされることとなっており、就労時に支払う部分(メディケアパートA)と併せ、医療費保障の側面を持っている。

#### 5. 負担、財源

前述のとおり、社会保障年金は、保険料を中心と

した原則自収自弁の制度であり、保険料収入のほか、これを信託基金に預託した積立金からの運用収益、高額所得者の年金給付に対する課税収入の三者から構成されている（収入比は、85.5%、11.1%、3.3%（2014年））。

保険料は、雇用主、被用者からは「連邦保険料法税」（Federal Insurance Contribution ACT Tax。FICA税、賃金税（Payroll Tax）とも呼ばれる）、自営業者からは「自営業税」として徴収されるが、連邦保険料法税は、その名のとおり実質的には社会保険料であり、連邦政府の限定された権限内で制度を創設したため、「租税」という形式を採用している。連邦保険料法税の税率15.3%（対賃金（各種控除前））は、社会保障年金だけではなく、退職後の公的医療保険であるメディケアの給付財源（パートA：病院保険）も含んでおり、社会保障年金部分の税率は、12.4%（うち老齢・遺族年金保険料が10.6%、障害年金保険料が1.8%、被用者は労使折半、ただし、被用者分についても雇用主が源泉徴収し納付、自営業者は全額）となっている。社会保障年金部分については、課税対象限度額が設定されており（年収118,500ドル（2016年、約1,436万円））で必ずしも高額でなく、高所得者よりむしろ中所得層が社会保障年金内の所得再分配負担を担う効果が生じている。）、平均賃金の上昇率に応じて毎年自動的に改定されることとなっている。

四半期毎に設定された基準（1,260ドル（2016年、約152,662円））を上回る収入を一定期間以上得ていれば受給資格を満たすが、保険料の未納には、重罪（felony）を含め民事刑事両面からの制裁があり、受給資格を満たしたことをもって未納が許されるものではない。また、基準を下回る短期アルバイト等の場合は「掛け捨て」になるほか、老齢年金受給後も、引き続き被用者、自営業者であれば、保険料の支払い義務が生じる。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

徴収された保険料は、一旦国庫に納付された後、社会保障信託基金に繰り入れられる。信託基金は、老齢・遺族年金、障害年金、そしてメディケアパートA（病院保険）に分けて管理される。

預託された資金は、給付及び管理費用を除くほか、

社会保障信託理事会（財務長官、労働長官、保健福祉長官、社会保障庁長官を含めた6人の理事から構成され、社会保障庁副長官が事務局長）が管理・投資を行うこととなっている。

社会保障年金制度は、原則として年金給付に必要な費用をその時々現役労働者からの保険料で順通りに賄う「賦課方式」によって運営されているが、1970年代には異常な物価上昇等によって信託基金の積立金が減少し、また高齢化による年金財政の長期的な悪化が懸念され始めたことから、1977年及び1983年の改正において、現在の給付に必要とされる額よりも高めに保険料率を設定し、相当程度の支払準備金を保有するいわゆる「修正賦課方式」と言われる方式に変更された。また、財政状況については、「楽観的」、「中位」、「悲観的」の3種類の仮定の下、75年の長期見通しを立てている。

信託基金に預託された資産のうち、給付及び管理費用に充てられない積立金は、政府による民間企業活動への介入を防止するため株式にも社債にも一切投資されず、すべて財務省特別債券で運用されている。

なお、2014年末時点での信託基金の資産総額（社会保障年金分）は、2兆7,895億ドル（約338兆円）となっている（対前年250億ドルの増加）。また、運用収益は982億ドル（約11.9兆円）となっており、前年からは減少した。

## 7. 制度の企画、運営体制

社会保障年金制度の企画・運営は、基本的に社会保障庁が担当している。社会保障庁は本部をメリーランド州ボルチモアに置き、全米10か所に地方事務局、6か所のデータ処理センター、約1,230か所の社会保障事務所が設置され、約6万人の連邦職員が、州職員等の援助を得て、業務を行っている。具体的な業務としては、適用対象者の登録、保険料納付の記録及び転職に伴う通算措置や年金給付額の算定、申請手続等である。なお、企業年金制度については、労働省及び内国歳入庁が所管している。

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題 （今後の見通し、評価を含む）

社会保障年金の財政状況については、2008年以降

の景気後退の影響、ベビーブーマー世代（1946年から64年の間に出生した世代）の大量退職、合計特殊出生率の上昇を上回る平均寿命の伸長等により非常に厳しい状況にあり、2010年以降から支出総額が保険料収入等を上回る状況が続き、運用収益によって資産の純増加分を確保している。

社会保障庁が毎年公表している社会保障基金年次報告は、改革を行わない限り、将来的には運用収益を加味しても支出総額が収入総額を上回り、近い将来に基金が枯渇し、必要な給付ができなくなる可能性について警鐘を鳴らし続けている。2015年に公表された直近の報告書の短期推計によると、OASDIは2020年から運用収益を加味しても支出総額が収入総額を上回り始め、2034年には基金が枯渇するとされている。また、2089年までの長期推計によると、財政を均衡させて支払い能力を維持するためには、直ちにかつ永続的に、現行の社会保障税を12.40%から15.02%まで2.62%ポイント引き上げて財源を確保すること、現行給付及び将来給付を16.4%減額すること（2015年以降の新規受給者のみを対象とする場合には19.6%減額）、又はこれらの施策を組み合わせる方法を実施することが必要であるとされている。さらに、障害年金であるDIについては、既に2009年より支出総額が収入総額を上回っている状況にあり、2016年には基金が枯渇する見込みであることから、強い懸念が示されていた。

このため、2016年12月以降には、障害年金受給者やその家族への給付額が約20%減額される予定であったが、2015年の11月2日にオバマ大統領が署名した超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2015: BBA）により、そうした事態は回避された。BBAにおける義務的経費部分については、上下両議院で過半数を獲得している共和党が問題視する医療保険について、2016年に予定されていたメディケアパートBの保険料引き上げを抑制する内容等も盛り込まれており、与野党合意に至ったものである。障害年金等に関する支出負担の増加分に対しては、現状2024年度までとなっている義務的経費の強制削減期間を1年延長して2025年度とすることに加え、確定給付型の企業年金を提供する事業主に加入が義務付けられている年金給付保証公社（Pension Benefit Gua-

ranty Corporation: PBGC）の保険料を引き上げること等により財源を捻出している。これにより、DIは2022年まで満額給付を提供することが可能となり、喫緊の課題については解決が図られた。

その他の社会保障年金の改革については、2010年12月1日オバマ大統領により超党派のメンバーで設置された財政責任・改革全国委員会が、財政健全化策（「真実の瞬間」）の中に社会保障年金受給開始年齢のさらなる引上げ（2050年までに68歳、2075年までに69歳に引上げ）等を盛り込んで世論の関心を呼んだものの、足下では2010年頃に生じた巨額の財政赤字が改善傾向にあること等もあり、2016年2月に公表された2017年度予算教書においては特段言及されていない。また、本年の大統領選挙においては、民主党に社会保障税の課税上限の拡大等を謳う候補者がいるものの、現時点ではほぼ話題にならず、今なお大きな争点となっている医療制度改革の影に隠れて、当面、大きな動きが出てくる可能性は低いだろう。

なお、「3本の椅子の足」の一つである企業年金等については、2017年度予算教書等において、カバレッジの拡大や転職等に伴うポータビリティ性の向上の観点から、いくつか案が盛り込まれている。当該案には、401(k)プラン等を提供していない小規模事業主が、従業員に制度の提供を開始したり、労働者が加入を明確に拒否しない限り、自動的にプランへ加入することとなる自動加入制度を導入した場合、事業主は税額控除が得られる内容、様々な分野の小規模事業主が共同でプランを提供しやすくする内容や、長期的に雇用されているパート労働者に既存制度へ加入するオプションを提供するよう事業主に求める内容などが含まれている。また、オバマ大統領が就任以降、提案を続けている個人退職勘定（IRA）への自動加入制度の適用についても再提案されている。しかし、議会は上下両院とも過半数を共和党が獲得しており、オバマ大統領は任期末でレームダック化は避けられないことから大きな改正に向けた動きは生じにくいことに加えて、同提案内容の優先度も必ずしも高くないことから、現時点において成立の公算が大きいとは言えないだろう。